

施策				事業名	主な取組（R2～R5実績のまとめ）	取組に対する評価	今後の進め方	
5章 一般廃棄物の処理に関する方針								
1	ごみの排出の抑制		市町村に処理計画策定の趣旨や排出抑制に関する目標の理解を求めます。	清掃施設等指導監督費	・一般廃棄物処理事業実態調査結果の概要を毎年度とりまとめ、市町村へ周知するとともにホームページに掲載した。 ・一般廃棄物処理実行計画の策定について、参考資料を送付するなど、市町村における策定や見直しを促した。	道内の1人1日当たりのごみ排出量は、減少傾向にあるが、全国値に比べ、高い値となっており、継続した取組が必要である。	継続	現状維持
			ごみの排出状況やリサイクルに関する情報を、ホームページや各種の広報媒体等を利用し、分かりやすい形で広く提供するとともに、市町村やNPO等と連携し、イベントや環境教育を通じて、ごみの排出抑制に関する道民の意識や関心の高揚を図り、排出抑制に向けた行動を誘導します。	清掃施設等指導監督費	・当課HPにおいて「循環型社会入門」のページを設ける等により、普及啓発を図った。	道内の1人1日当たりのごみ排出量は、減少傾向にあるが、全国値に比べ、高い値となっており、継続した取組が必要である。 なお、「資源ごみ(集団回収を含む。)」を除いた道内の1人1日当たりのごみ排出量は457g/人日であり、全国平均の496g/人日に対して39g少ない状況となっていることから、処理計画に掲げる「適正な循環的利用」について、一定の理解が得られているものと考えられる。	継続	現状維持
			他都府県や市町村、NPO等が行うごみの排出抑制に関する情報の収集を行い、「3Rハンドブック」等を通して市町村へ情報発信・提供をすることにより、市町村が迅速かつ効果的な施策を選択できるよう技術的助言を行います。	3R推進費	個別リサイクル法による道内の取組状況を紹介する「3 Rハンドブック」に関連情報を掲載し、道のHP等により情報提供。	・市町村における容器包装廃棄物(11品目)の分別収集を促進。また、スチール缶、アルミ缶、段ボール、ペットボトル、ガラスびん等の、ほぼ全市町村で分別収集を実施している品目がある一方で、白色トレイ等の実施率の向上が必要な品目がある。	継続	現状維持
			国が一般廃棄物の3Rを促進するために策定した「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を踏まえ、ごみ処理の有料化の導入や、「ごみ処理の広域化計画」を見直し、さらなる広域化・集約化により、効率的・効果的な施設の整備を行う区域内における排出抑制に繋がる取組が総合的に推進されるよう、市町村への周知の徹底を図ります。	清掃施設等指導監督費	・道内の有料化の実施状況及び各市町村の手数料について、毎年度、調査を行い、結果を市町村へ周知するとともにホームページに掲載し、情報発信を行った。	道内の1人1日当たりのごみ排出量は、減少傾向にあるが、全国値に比べ、高い値となっており、ごみ処理料金の有料化は、費用負担の側面から住民の排出抑制のインセンティブとなることから、市町村への情報提供を含めた継続した取組が必要である。 なお、「資源ごみ(集団回収を含む。)」を除いた道内の1人1日当たりのごみ排出量は457g/人日であり、全国平均の496g/人日に対して39g少ない状況となっていることから、3Rについて、一定の理解が得られているものと考えられる。	継続	現状維持
			市町村が住民やNPO等と連携し、各地域においてごみの排出抑制を含めた取組を推進するよう働きかけや助言を行います。	清掃施設等指導監督費	・市町村からの要望に応じ、廃掃法第4条第2項に基づき、市町村に対し、必要な技術的援助を行った。	道内の1人1日当たりのごみ排出量は、減少傾向にあるが、全国値に比べ、高い値となっており、継続した取組が必要である。	継続	現状維持
			生ごみの排出抑制に向けて、家庭での発生抑制や利用に向けた取組を促進します。	清掃施設等指導監督費	・一般廃棄物処理事業実態調査結果の概要を毎年度とりまとめ、市町村へ周知するとともにホームページに掲載した。	北海道のリサイクル率は、全国値を上回っているが、一人一日当たりのごみ排出量は、全国値を上回っており、継続した取組が必要である。	継続	現状維持
			1人1日当たりの家庭から排出されるごみの量が目標値550グラムを超える市町村に対して、それぞれの市町村の実情に応じた効果的な発生・排出抑制の方策について助言するなど、ごみの排出抑制に向けた取組を行います。	清掃施設等指導監督費	一般廃棄物処理事業実態調査結果の概要を毎年度とりまとめ、市町村へ周知するとともにホームページに掲載した。 ・循環型社会形成推進交付金による施設整備の活用事例において、地域計画の作成に際し、ごみの分別や排出抑制、リサイクルの取組を促進するよう、必要な助言を行った。	道内の1人1日当たりのごみ排出量は、減少傾向にあるが、全国値に比べ、高い値となっており、継続した取組が必要である。	継続	現状維持
2	ごみの適正な循環的利用	リサイクル施設の適切な整備促進等	地域ごとの廃棄物の特徴を踏まえ、熱などのエネルギー回収等も含めた、資源を有効活用できるリサイクル施設の計画的な整備を促進します。	清掃施設等指導監督費	循環型社会形成推進交付金において、施設整備を実施するにあたり、交付要件として、エネルギー回収率やPFI等の民間活用等が要件化されたことや、H31年度からは基幹的改良事業においてマテリアルリサイクル推進施設が交付対象として追加された事など、事業主体である市町村等に対し、交付金の制度説明や活用について助言した。	今後も、市町村等に対し交付金制度の説明等を通じて、エネルギー回収等を含めた資源を有効活用する施設の整備を促していく必要がある。	継続	現状維持
			リサイクル技術に関する調査研究・普及・情報提供や個別リサイクル法の制度改正など必要な支援策に関し、国へ要望します。	3R推進費	市町村に必要に応じて情報提供を行うとともに、各種会議等機会を捉えて、個別リサイクル法の制度改正について国に要望を行った。	道内のリサイクル率は、全国値を上回っているが、2Rの推進に向け、取組を継続していく必要がある。	継続	現状維持
	循環的利用の促進	廃棄物処理やリサイクルの現状、廃棄物の循環的利用の取組事例等の最新情報を収集し、道民等に情報提供するとともに、市町村に技術的助言を行います。	3R推進費	個別リサイクル法による道内の取組状況を紹介する「3 Rハンドブック」に関連情報を掲載し、道のHP等により情報提供。	・市町村における容器包装廃棄物(11品目)の分別収集を促進。また、スチール缶、アルミ缶、段ボール、ペットボトル、ガラスびん等の、ほぼ全市町村で分別収集を実施している品目がある一方で、白色トレイ等の実施率の向上が必要な品目がある。	継続	現状維持	
		民間主体の資源回収の実態など、市町村以外が実施する資源リサイクルの取組等の情報を、「3Rハンドブック」等を活用して発信します。	3R推進費	個別リサイクル法による道内の取組状況を紹介する「3 Rハンドブック」に関連情報を掲載し、道のHP等により情報提供。	・市町村における容器包装廃棄物(11品目)の分別収集を促進。また、スチール缶、アルミ缶、段ボール、ペットボトル、ガラスびん等の、ほぼ全市町村で分別収集を実施している品目がある一方で、白色トレイ等の実施率の向上が必要な品目がある。	継続	現状維持	
		一般廃棄物のリサイクル率が目標の30%に満たない市町村に対し、その市町村の実情に応じた効果的なリサイクル施策の技術的助言を行います。	清掃施設等指導監督費	一般廃棄物処理事業実態調査結果の概要を毎年度とりまとめ、市町村へ周知するとともにホームページに掲載した。 ・循環型社会形成推進交付金による施設整備の活用事例において、地域計画の作成に際し、ごみの分別や排出抑制、リサイクルの取組を促進するよう、必要な助言を行った。	道内のリサイクル率は、全国値を上回っているが、2Rの推進に向け、取組を継続していく必要がある。	継続	現状維持	
		産学官が連携して地域の特徴を踏まえた資源循環の仕組み作りができるよう、市町村に対して必要な助言と協力に努めます。	清掃施設等指導監督費	・(一財)日本環境衛生センターのセミナーに参加するなど、産学官の連携の情報収集につとめ、市町村からの要望に応じ、廃掃法第4条第2項に基づき、必要な技術的援助を行った。	道内のリサイクル率は、全国値を上回っているが、2Rの推進に向け、取組を継続していく必要がある。	継続	現状維持	

施策				事業名	主な取組（R2～R5実績のまとめ）	取組に対する評価	今後の進め方		
3	ごみの適正処理の確保	計画的で効率的な処分の推進	個別リサイクル法に基づき循環的利用の推進	市町村等が行う容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物(全11品目)の分別収集や再資源化への取組が全道的に定着することを促進し、特に、容器包装の収集が進んでいない市町村等に対し、情報提供や技術的助言を行います。	3R推進費	個別リサイクル法による道内の取組状況を紹介する「3Rハンドブック」に関連情報を掲載し、道のHP等により情報提供。	・市町村における容器包装廃棄物(11品目)の分別収集を促進。また、スチール缶、アルミ缶、段ボール、ペットボトル、ガラスびん等の、ほぼ全市町村で分別収集を実施している品目がある一方で、白色トレイ等の実施率の向上が必要な品目がある。	継続	現状維持
				家電リサイクル法、小型家電リサイクル法＊等について、国と連携を図りながら法の周知と円滑な運用に関し道民等の理解と協力を求めます。	3R推進費	・3R推進フェア・キャンペーン等により、適宜、関連情報等をPR。 個別リサイクル法の状況や道内の先進事例を紹介する「3Rハンドブック」に関連情報を掲載し、道のHP等により情報提供。	・家電リサイクル法の4品目(テレビ等)について、道内の指定場所で引き取られる台数は、平成30年度～R4年度において、約46万台～約58万台で推移しており、リサイクル制度の一定の普及が見受けられる。 ・道内の市町村による不法投棄家電(4品目)の回収台数は、減少傾向にあることから制度の普及が見受けられる。(R30 2,726台、R4 1,606台)	継続	現状維持
				処理計画を踏まえ、計画的なごみ処理が地域で効率的に行われるよう市町村に一般廃棄物処理計画の策定及び見直しを適宜行うよう助言します。	清掃施設等指導監督費	・毎年度、広域化の状況及び一般廃棄物処理計画の策定・改訂状況をとりまとめ、市町村へ周知した。 ・一般廃棄物処理実行計画の策定について、参考資料を送付するなど、市町村における策定や見直しを促した。	ごみ処理の広域化計画の方針に基づき、広域化が推進されたが、今後の施設整備にあたっても広域処理を推進し、計画的に整備していく必要がある。	継続	現状維持
				処理計画の目標や各市町村の一般廃棄物処理計画に基づき、各ブロックの一般廃棄物の排出量等を中長期的に予測し、環境への負荷ができるだけ少ない処分が実施されるよう、市町村に技術的助言を行います。	清掃施設等指導監督費	・施設整備にあたっては、市町村からの要望に応じ、廃掃法第4条第2項に基づき、市町村に対し、必要な技術的援助を行った。 ・交付金に係る新規整備事業については、必ずヒアリングを行う等、市町村の実態を把握の上、必要に応じ技術的助言を行った。	廃掃法第4条第2項において、都道府県は、市町村に対し、必要な技術的援助を与えることに努めるとされていることから、今後とも技術的助言等を行う必要がある。	継続	現状維持
				市町村が設置する循環型社会形成推進協議会に国とともに参画し、循環型社会形成推進地域計画の策定等を通じて、国の方針や支援制度を踏まえた3Rや適正処理の取組、資源リサイクルの推進や最終処分量の削減を促します。	清掃施設等指導監督費	・市町村が設置する循環型社会形成推進協議会に参画し、地域の実情に応じた施設の整備等について助言を行った。	廃掃法第4条第2項において、都道府県は、市町村に対し、必要な技術的援助を与えることに努めるとされていることから、今後とも技術的助言等を行う必要がある。	継続	現状維持
			最終処分量の削減に向けて、廃プラスチック類や生ごみ等の減量化や再資源化が可能な廃棄物を直接埋め立てず適正な循環的利用を行うことや、最終処分場の計画的な施設整備を市町村に促します。	清掃施設等指導監督費	・循環型社会形成推進交付金を活用した最終処分場の整備にあたって、分別回収や資源化を促進するよう市町村に対して助言を行った。 ・リサイクル施設の整備がすすめられ、最終処分場の整備にあたっては、プラスチックや生ごみの埋立は減少傾向にある。	最終処分場残余容量については、目標を達成しており、計画的に施設整備が図られたが、今後の施設整備にあたっても計画的に整備していく必要がある。	継続	現状維持	
			市町村が行う一般廃棄物処理施設の整備に当たっては、民間活力の活用(PFI、長期包括契約、民間委託等)等の新たな整備・運営手法を検討できるよう情報提供や助言を行います。 また、施設の更新や改良による処理システムの強靱性の確保、地球温暖化防止や熱回収等による省エネルギーへの取組を促進するとともに、ストックマネジメントの手法の導入等による施設の長寿命化・延命化に向けて、技術的助言を行います。	清掃施設等指導監督費	循環型社会形成推進交付金の要望額調査において、エネルギー回収率やPFI等の民間活用等を確認するなど、事業主体である市町村等における活用を促した。	今後も市町村等に対し交付金の制度説明や活用等の技術的援助を行う必要がある。	継続	現状維持	
		安全・安心な処分の推進	安全・安心な処分の推進	一般廃棄物処理施設の設置を計画している者に対し、安全性の確保に十分配慮した設計を促すとともに、整備された施設は、周辺住民が安心できるよう適切な維持管理や運営を指導します。 また、施設の適切な維持管理に向けた手法などを、各種研修の機会等を通じて情報提供するとともに、故障等による緊急時には、周辺市町村との調整を図り円滑な処理の確保に努めます。	清掃施設等指導監督費	・(総合)振興局による計画的な立入検査の実施により施設の適正な維持管理について指導	今後も施設の適正な維持管理について指導・助言を行っていく必要がある。	継続	現状維持
				市町村以外の者が一般廃棄物処理施設を設置する場合は、「廃棄物処理施設の設置等に係る配慮指針」に従い、地域の理解と協力を得ながら諸手続を進めるよう、設置予定者に対して指導します。	清掃施設等指導監督費	「特定施設の設置等の手続きに係る要領」に基づき、循環条例の事業計画書の中で、地元市町村や地域住民との協定の内容を確認している。	道の指導に対して、事業者の理解は得られている。	継続	現状維持
				一般廃棄物処理施設の適正な維持管理・運用を図るため、各種会議等の場を活用して、廃棄物処理施設の維持管理に関する技術や廃棄物処理法に関する最新の情報についてわかりやすく提供します。	清掃施設等指導監督費	市町村からの要望に応じ、廃掃法第4条第2項に基づき、市町村に対し、必要な技術的援助を行った。	今後も施設の適正な維持管理・運用について指導・助言を行っていく必要がある。	継続	現状維持
				廃止焼却炉は、開口部の閉鎖等が行われている場合であっても、自然災害等による倒壊によってダイオキシン類による環境汚染を引き起こす懸念があり、早期解体が必要なことから、市町村に解体技術・解体費用、解体業者等の関連情報の提供を行うとともに、国に対し解体に係る費用負担の軽減に向けた要望を行います。なお、解体されるまでの対策として、道の「廃止済み焼却炉点検マニュアル」に基づき、開口部の閉鎖や定期的な巡回点検等により環境の安全対策を講ずるよう、市町村に技術的助言を行います。	清掃施設等指導監督費	・廃止焼却炉の解体にあたっては、循環型社会形成推進交付金の交付制度の拡充など、市町村の財政負担軽減に向けた財政措置を国へ要望した。 ・廃止済み焼却炉点検マニュアルに基づき、立入検査を実施し、必要に応じ、指導を行ったほか、解体目処等の確認を行った。	引き続き、交付金制度の拡充等を国へ要望する事が必要である。 今後とも、解体までの間は、ダイオキシン類飛散防止のため、立入検査の継続が必要である。	継続	現状維持
				埋立が終了した最終処分場は、廃止までの間の適正管理や廃止に向けた手続に係る技術的助言を行うほか、最終処分場跡地に関して、形質の変更を行う際に生活環境保全上の支障が生じないよう、跡地利用に対する安全対策の技術的助言を行います。	清掃施設等指導監督費	・埋立終了後の最終処分場についても立入検査を実施し、必要に応じ、指導を行った。 ・廃棄物が地下にある土地については、書類調査が終了次第、指定区域として指定した。 ・指定区域における形質変更については、必要な届出等について指導した。	生活環境保全上の支障が生じないよう、継続した指導が必要である。	継続	現状維持

施策				事業名	主な取組（R2～R5実績のまとめ）	取組に対する評価	今後の進め方	
4	ごみの広域的な処理	ごみ処理の広域化の円滑な推進	人口減少社会における持続可能なごみの適正処理に向け、さらなる広域化・集約化を進めるため、各ブロック毎に市町村と協働でごみ処理の広域化計画の見直しを進めます。	清掃施設等指導監督費	令和4年度において、「北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画」の改定を行った。	道のごみ処理広域化・処理施設集約化計画に基づき、さらなる広域化・集約化を推進する必要がある。	継続	現状維持
			新たなごみ処理の広域化計画に従い、ごみ処理施設の広域化・集約化を計画的に進められるよう、各ブロック毎に施設の更新時期等を踏まえた実施計画を策定し、広域化・集約化を計画的に進めます。	清掃施設等指導監督費	市町村が策定する地域計画の策定時や、交付金活用の相談時に、ごみ処理の広域化について検討するよう促した。 （焼却施設におけるダイオキシン類の規制強化に伴い整備された施設が更新時期を迎えており、交付金活用について相談が複数寄せられている。）	引き続き、市町村等に対してごみ処理の広域化・集約化を促す必要がある。	継続	現状維持
			広域化・集約化にあたっては、今後の社会情勢の変化や地域のニーズに応じて、適宜、計画の見直しを行うなど、実情に即した広域処理を促進します。	清掃施設等指導監督費	市町村が設置する地域協議会への参画時や地域計画策定時において、地域の課題や実情に即した広域化の方策などについて協議し、必要に応じ技術的助言を行った。	道のごみ処理広域化・処理施設集約化計画に基づき、さらなる広域化・集約化を推進する必要がある。	継続	現状維持
			各ブロックでの広域化・集約化を着実に実施していくため、市町村に技術的助言や調整等を行います。	清掃施設等指導監督費	市町村が設置する地域協議会に参画するなどして、ごみ処理の広域化の助言を行った。	人口減少等社会情勢の変化を見据えて、広域化が推進されるよう調整や助言を行う必要がある。	継続	現状維持
			施設の維持管理についても、複数の市町村による広域的な連携を行うなど、効率的な運営に向けた市町村の取組の促進を図ります。	清掃施設等指導監督費	地域計画策定時にヒアリングを行うなど、広域的にごみ処理を行うよう助言を行った結果、ごみ処理の広域化計画に基づく広域ブロックによる施設整備のほか、広域ブロックの枠にとらわれず、近隣市町村との広域処理が推進された。	道のごみ処理広域化・処理施設集約化計画に基づき、さらなる広域化・集約化を推進する必要がある。	継続	現状維持
		広域的な3Rの取組の推進	産学官や地域資源を活用して進めるリユースやリサイクルなどの新たな協働の取組や地域循環共生圏の形成を促します。	3R推進費	個別リサイクル法による道内の取組状況を紹介する「3Rハンドブック」に関連情報を掲載し、道のHP等により情報提供。	今後も、市町村の取組を促す必要がある。	継続	現状維持
5	効率的なごみ処理事業の運営		市町村の処理経費に関する実態を詳しく把握・分析して情報提供するとともに、国のコスト分析手法やごみ処理に係る会計システムに関する情報を提供し、市町村のごみ処理事業の効率化を促進します。	清掃施設等指導監督費	・一般廃棄物会計基準について紹介する環境省資料を提供する等、情報提供を行った。	今後も、効率的な事務の実施等について助言を行う必要がある。	継続	現状維持
			全道の一般廃棄物の処理経費の状況を取りまとめ、その結果を分かりやすく迅速に道民に公表します。	清掃施設等指導監督費	・一般廃棄物処理事業実態調査結果の概要を毎年度とりまとめ、市町村へ周知するとともにホームページに掲載した。 ・有料化の実施状況及び各市町村の手数料について調査を行い、結果を市町村へ周知するとともにホームページに掲載し、情報発信を行った。	費用負担を軽減しようとする動機付けにより、一般廃棄物の排出量の抑制が期待される。	継続	現状維持
			効率的な事業実施の観点から、PFI等の活用など民間活力の導入に関して、市町村に必要な技術的助言を行います。	清掃施設等指導監督費	地域計画策定時にヒアリングを行うなど、地域の実情に応じた施設の整備等について助言した。	今後も地域の実情に応じた施設の整備等について技術的支援を行っていく必要がある。	継続	現状維持
			市町村の施設整備に際して、広域化・集約化を進めるとともに、その地域にとって、より効率的な処理方式やエネルギー利用が可能な施設等の整備が促進されるよう助言を行います。	清掃施設等指導監督費	例年、一般廃棄物処理有料化状況調査を実施し、調査結果をホームページで公開している。	平成26年度以降、2市町村が有料化を実施し、有料化未実施市町村数は11となった（H31.4.1現在）。 ごみ処理有料化は、排出量の抑制につながると期待されることから、継続的に情報提供を行っていく必要がある。	継続	現状維持
			市町村が、施設の維持管理等に要する費用のコスト縮減を図りつつ、既存の一般廃棄物処理施設を活用するために、ストックマネジメントの手法を導入し、施設の長寿命化・延命化を図るよう技術的助言を行います。	清掃施設等指導監督費	・施設整備にあたっては、市町村からの要望に応じ、廃掃法第4条第2項に基づき、市町村に対し、必要な技術的援助を行った。	維持管理費用の低減のほか、交付金活用事業の標準化の観点から、引き続き長寿命化・延命化について助言を行う必要がある。	継続	現状維持
6	災害廃棄物対策等		「北海道災害廃棄物処理計画」を踏まえ、発災に備え、平常時から道内における広域的な相互協力体制の構築のため、国、市町村、関係機関、関係団体との情報共有や連携に努めるほか、市町村の災害廃棄物処理計画策定を促進するため、国と連携して市町村に対する計画等に係る支援等を行うとともに、市町村の計画策定を通じて、仮置場の確保、市町村の体制の整備、発災時の処理先の確保を図ります。	災害廃棄物の適正処理の推進 【非予算事業】	・災害発生時において、市町村、国との連絡調整、広域的な支援の要請・支援活動の調整を行ったほか、災害のおそれがある場合において、事前に注意喚起及び情報収集等の連絡調整を行った。 ・国の実施する市町村災害廃棄物処理計画策定支援に係るモデル事業に連携協力を行った。 ・市町村災害廃棄物処理計画策定推進に係る市町村等対象の研修会等を開催 市町村計画策定率（％） R2：16.8、R3：23.5、R4：36.9、R5：43.6	・適宜、注意喚起、情報収集等を全市町村に対して行う体制となっており、一定の効果があつた。 ・市町村の計画の策定率は依然として低い状況にあることから、引き続き国と連携して、地域研修会の開催など、市町村計画の策定を促進するための取組を行う必要がある。	継続	現状維持
			「北海道災害廃棄物処理計画」を踏まえ、発災時には、市町村による災害廃棄物の処理が適正かつ円滑、迅速に進められるよう、被害状況や作業の進捗状況を踏まえた技術的支援や人的支援、処理全体の進行管理に努めます。また、被災した市町村内での災害廃棄物の処理が困難な場合は、隣接する市町村での広域処理について、関係者との調整を行います。	災害廃棄物の適正処理の推進 【非予算事業】	・災害発生時において被災市町村に対して必要な助言を行った他、道の担当職員を被災市町村に派遣する等、必要な支援を行った。	・被災地の迅速な復興が図られるなど、一定の効果があつた。	継続	現状維持

施策					事業名	主な取組（R2～R5実績のまとめ）	取組に対する評価	今後の進め方	
				市町村等が災害廃棄物を円滑に処理するために、広域圏ごとの一定程度余裕を持った焼却施設や最終処分場を整備するなど、災害時の代替性及び多重性の確保を図ります。	災害廃棄物の適正処理の推進 【非予算事業】	市町村の災害廃棄物処理計画策定に向け、国と連携したモデル事業や研修会を開催。	・市町村の計画の策定率は依然として低い状況にあることから、国と連携して、モデル事業（処理計画策定モデル事業）の実施や、地域研修会の開催など、市町村計画の策定を促進するための取組を行う必要がある。	継続	・市町村の災害廃棄物処理計画策定の促進のための取組の中で、災害廃棄物の広域圏での対応について助言等を行い、施設整備の促進を図っていく。
				災害廃棄物の適正な処理や循環的利用が、円滑かつ迅速に図られるよう、業界団体等との支援・協力体制等を整備します。	災害廃棄物の適正処理の推進 【非予算事業】	発災時に事業者の協力を得るため、関係団体と協定を締結した。	関係団体等と災害廃棄物の処理に関する協定を締結するなど、支援体制の充実が図られた。	継続	現状維持
				市町村が災害により甚大な被害を受け、行政機能の喪失や災害廃棄物の処理が長期間に及ぶなど、市町村自らの災害廃棄物処理が困難な状況となった場合には、当該市町村から地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づく事務委託を受けて、道が処理主体として災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物の処理を行います。	災害廃棄物の適正処理の推進 【非予算事業】	北海道災害廃棄物処理計画等に基づき、大規模災害時における支援体制の構築を行った。	引き続き、大規模災害時における支援体制を整え、非常時に備える必要がある。	継続	現状維持
7	生活排水対策			生活排水処理施設の整備にあたっては、「全道みな下水道構想」で示された整備手法により円滑に事業を実施できるよう、事業を実施する市町村に対し、技術的助言を行います。	清掃施設等指導監督費	円滑に事業を実施出来るよう、技術的助言を行ったほか、毎年度、市町村担当者を対象とした浄化槽整備事業等に係る説明会を開催した。	市町村を取り巻く状況の変化に対応すべく、「全道みな下水道構想Ⅳ」に基づき、継続して効率的、持続的な汚水処理システムの構築を図る必要性がある。	継続	現状維持
				全道みな下水道構想において、個別処理とされた地域における生活排水対策を促進するため、市町村に対して浄化槽処理促進区域の指定を行い、汚水処理未普及地域の解消に取り組むよう技術的助言を行うなどして、合併処理浄化槽の整備を促進します。	清掃施設等指導監督費	市町村担当者を対象とした、浄化槽整備事業等に係る説明会を毎年度開催し、合併処理浄化槽の整備の必要性について説明を行った。また、浄化槽整備促進地域の指定を行い、合併処理浄化槽の整備を推進した。	汚水処理人口普及率の向上のため集合処理区域外の生活排水処理対策として、浄化槽法等の改正を踏まえ、引き続き市町村に合併処理浄化槽の整備を促していく必要がある。	継続	現状維持
				単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽に転換するよう普及・啓発を行います。	清掃施設等指導監督費	市町村担当者を対象とした、浄化槽整備事業等に係る説明会を毎年度開催し、単独処理浄化槽の撤去費用の助成について説明するなど、合併処理浄化槽への転換に係る普及・啓発を行った。	公共用水域への負荷が高い単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を継続して促進する必要がある。	継続	現状維持
				生活排水処理基本計画の策定に関して、市町村に技術的助言を行います。	清掃施設等指導監督費	循環型社会形成推進交付金事業を行っている市町村等に対して、生活排水処理基本計画を策定するよう助言した。	市町村が、生活排水処理を円滑に行うため生活排水処理基本計画の策定を、引き続き促進する必要がある。	継続	現状維持
				合併処理浄化槽の整備は、市町村が直接設置して、維持管理を行ういわゆる「公共浄化槽」の整備手法を奨励します。また、設置された浄化槽については維持管理が適正に行われるよう市町村に技術的助言を行うとともに、浄化槽台帳の整備を促進します。	清掃施設等指導監督費	市町村担当者を対象とした、浄化槽整備事業等に係る説明会を毎年度開催し、市町村設置型の整備手法を説明したほか、（公社）北海道浄化槽協会と連携し、浄化槽の維持管理や法定検査の必要性について説明した。	継続して市町村設置型などの公共浄化槽の整備を推進していくほか、個人により設置された浄化槽の維持管理や法定検査について市町村の関与を促していく必要がある。	継続	現状維持
				市町村が行うし尿の適正な処理を確保するとともに、し尿と併せ他の有機性廃棄物を再生利用する施設の整備が円滑に図られるよう、技術的助言を行います。	清掃施設等指導監督費	市町村が循環交付金の地域計画を作成する際、地域協議会において、し尿の適正処理や有機性廃棄物の再利用などについて助言を行った。	引き続き、し尿処理を適正かつ円滑に行うための助言を行うほか、広域化や共同化も視野に入れた有機性廃棄物の再生利用について助言を行って行く必要がある。	継続	現状維持
8	海岸漂着物対策の推進			国の「プラスチック資源循環戦略」及び「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」などを踏まえ、さらなる3Rの取組促進、発生抑制対策などを推進するため、「海岸漂着物処理推進法」に基づき策定した「北海道海岸漂着物対策推進計画」を見直します。	海岸漂着物地域対策推進事業費	・北海道海岸漂着物対策推進計画（第3次計画）の策定を行い、道内における海岸漂着物対策を推進した。	今後も、国の計画等を踏まえつつ、道における海岸漂着物対策を推進する必要がある。	継続	現状維持
				国の財政支援を基本に、市町村・関係団体などとも連携し、海岸漂着物の発生抑制や回収処理を推進するとともに、漂流ごみや海底ごみの円滑な処理体制の確保などにより、海岸における良好な景観及び環境の保全を図ります。	海岸漂着物地域対策推進事業費	・市町村等への補助を通じ、海岸漂着物等の回収・処理を推進した。 ・北海道海岸漂着物対策推進協議会等を通じ、漁業関係者と連携した漂流物等の処理体制を構築した。	国の補助金を活用することにより要望に応じた漂着物等の回収・処理などの取組を進めることができたが、継続した漂着物の回収・処理及び発生抑制対策が必要である。 国際的にも喫緊の課題となっている海洋プラスチックごみ対策やさらなる発生抑制対策などの取組を引き続き進めていく必要がある。	継続	現状維持
				海岸漂着物対策推進協議会における市町村や関係団体などとの情報共有、意見交換を行うとともに、ごみのポイ捨て防止に係るシンポジウムの開催などを通じ、広く道民等へ周知啓発を行うなど、ごみのさらなる発生抑制に向けた取組を展開します。	海岸漂着物地域対策推進事業費	・北海道海岸漂着物対策推進協議会及び地域協議会を開催し、関係者間の情報共有や意見交換に努めたほか、陸域からのごみ流出を防止するための普及啓発及びシンポジウムを開催するなど、発生抑制対策を推進した。 また、道の実施する海岸漂着物組成調査の成果をパンフレットとして取りまとめ、道内に周知を行った。	道の行う海岸漂着物に係る組成調査において、河川上流域で発生した廃棄物が一定量海岸漂着物として確認されており、今後も発生抑制対策を推進する必要がある。	継続	現状維持
				漂着木造船の迅速かつ適確な初動対応を実施できるよう、関係者間における情報の共有や連絡調整など連携を密にし、平時から事案の発生に備えます。	海岸漂着物地域対策推進事業費	・北海道海岸漂着物対策推進協議会及び地域協議会の開催するなど、情報の共有や連絡調整に努めた。	継続的に海岸漂着物の発生が見られることから、引き続き回収・処理に関する関係者間の情報提供等を進めるとともに、発生抑制対策を推進する必要がある。	継続	現状維持

施策				事業名	主な取組（R2～R5実績のまとめ）	取組に対する評価	今後の進め方		
6章 産業廃棄物の処理に関する方針									
1	業種別	(1)	農業	動物のふん尿の利用状況の把握に努め、堆肥等の流通や利用促進のため、地域の堆肥等に係る需給動向の把握と耕畜連携を促進します。 また、堆肥等の利用に当たっては、過剰施用による環境への影響に配慮し、「北海道施肥ガイド」などに基づく適正な施肥を促進します。	畜産環境対策総合支援事業 R3年度：2地区の取組を支援（津別町、佐呂間町） R4年度：1地区の取組を支援（仁木町） 「北海道施肥ガイド」などに基づいた適正施肥を指導した。	家畜排せつ物の適切な利用や耕種農家のニーズに対応した堆肥の生産・流通が促進された。 「北海道施肥ガイド」などに基づく指導により、適切な施肥が行われた。	継続	市町村と連携し、取組を促進する。 引き続き「北海道施肥ガイド」などに基づく適正な施肥を指導する。	
				動物のふん尿と、生ごみや動植物性残さなどのバイオマスとの複合利用を検討し、利活用を促進します。 また、メタン発酵等を活用したエネルギー利用に加え、消化液の液肥利用や戻し堆肥の敷料利用などの複合的利用を促進します。	みどりの食料システム戦略総合対策事業（バイオマス地産地消の推進事業、バイオマス地産地消施設整備事業）	・メタン発酵後の副産物であるバイオ液肥の地域内利用に向けたバイオ液肥散布車の導入やバイオ液肥等の散布実証、荒廃農地等を活用し、エネルギーや製品利用等を目的として栽培する作物のバイオ燃料等製造に向けた栽培実証のための取組を支援（散布実証等7件 散布車導入3件）	バイオマスの効果的・効率的な利活用システムの構築促進に寄与した	継続	引き続き、みどりの食料システム戦略に基づき、補助事業を活用し地域のバイオマスを活用したエネルギーの地産地消の実現に向けて取り組む
				地域の実情を踏まえながら、集中・個別処理施設を有機的に組み合わせた動物のふん尿処理施設の整備を促進します。	みどりの食料システム戦略総合対策事業（バイオマス地産地消の推進事業、バイオマス地産地消施設整備事業）	・売電に留まることなく、熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けた施設整備に対して支援（施設整備5件）	バイオマスの効果的・効率的な利活用システムの構築促進に寄与した	継続	引き続き、みどりの食料システム戦略に基づき、補助事業を活用し地域のバイオマスを活用したエネルギーの地産地消の実現に向けて取り組む
				農業団体、農業用プラスチック製造・販売に係る団体と連携し、農業用廃プラスチックの排出抑制、利用促進及び再生利用に係る普及啓発を行います。	GR推進費 園芸行政の推進に関する事務【非予算事業】	・「農業用廃プラスチック排出量及び処理量の調査」を実施し、農業団体に情報提供した。（2年に1回実施。R3、R5実施。） ・農業団体等と連携し、農業用廃プラスチックの適正処理を推進した。	農業用廃プラスチックの排出量がH28:24,817t→R4:16,745t（-32.5%）に減少した。	継続	・農業団体等と連携し、農業用廃プラスチックの適正処理を推進する。
				バイオマスに関わる再生利用技術の研究開発や実用化への支援を行うほか、国等の支援制度や先進地に係る情報提供等を行い、地域の取組を支援します。	みどりの食料システム戦略総合対策事業（バイオマス地産地消の推進事業、バイオマス地産地消施設整備事業）	・バイオマスに関わる再生利用技術の研究開発や実用化への支援については特になし。 ・国の支援制度に関する情報提供は要望調査などを通じて随時実施。	・所要の情報提供を行っており、自治体及び農業者等において補助事業を活用した取組が行われ、地域の取組が促進された。	継続	・引き続き、国等の支援制度に関し、要望調査などを通じて情報提供を行う。
				家畜排せつ物法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法等に基づく立入検査等により監視・指導を行い、悪質な違法行為に対しては厳正に対処します。	産業廃棄物監視指導費 水環境対策費	・廃棄物処理法等に基づく必要な立入検査等を実施	計画的に立入検査を実施した。	継続	今後も継続する。
		(2)	建設業	関係業界と連携して、発注者、建設業者及び処理業者に対する廃棄物の排出抑制や適正処理の普及啓発に努めます。	建設リサイクル法施行費	国（開発局）、北海道、札幌市等の発注機関等で構成される北海道地方建設副産物対策連絡協議会の開催	毎年度、北海道地方建設副産物対策連絡協議会を開催し、廃棄物の適正処理の普及啓発を行っている。	継続	今後も引き続き開催する。
				国・市町村と連携して、公共事業における廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び再生資材の利用促進に努めます。	建設リサイクル法施行費	公共事業におけるリサイクル原則化ルールの徹底を図る。	令和4年度の実績値として、コンクリート塊の再資源化率は98.9%、アスファルトコンクリート塊は98.8%、建設発生木材の再資源化等率は97.8%と高い値で推移しており、リサイクル原則化ルールが図られていると考えられる。	継続	今後も継続する。
				多量排出事業者等に対し、更なる排出抑制や再生利用を指導助言するものとします。	循環資源利用促進事業費（うち循環資源利用促進税適正運用対策事業費）	多量排出事業者掘り起こし等調査を実施	多量排出者の把握に努め、排出抑制や再生利用の助言等を行っていく必要がある。	継続	現状維持
				事業者に対して、PCB廃棄物等の有害廃棄物に係る情報提供や啓発指導を行います。	循環型社会形成推進費（PCB適正処理推進費）	・掘り起こし調査において全道の調査対象事業者に処理期限等について周知を行ったほか、事業者に対する立入調査等においてPCB廃棄物の適正処理を指導。	・PCB廃棄物の適正処理が進み、高濃度PCB廃棄物は99%以上の進捗率。	継続	高濃度PCB廃棄物は令和7年度末で、低濃度PCB廃棄物は令和8年度末で処分が終了。今後の対応は国が検討することとなっており、国の動向を注視。
				今後のリサイクル技術の進展などを勘案し、必要に応じて建設リサイクル法の対象建設工事の規模等の基準について検討します。	建設リサイクル法施行費	建設リサイクル法の対象建設工事の規模については、法第9条第4項より政令第2条で定められた基準の設定の考え方などをとに、道における規模基準を検討した。	道においても法第9条第4項より政令第2条で定められた基準とした。	継続	今後も本基準を継続する。
				汚泥の適正な再生利用の促進の検討や再生利用技術の研究開発、実用化への支援を行います。	建設リサイクル法施行費	国（開発局）、北海道、札幌市等の発注機関等で構成される北海道地方建設副産物対策連絡協議会において策定した「北海道地方建設汚泥利用マニュアル」による利用促進を図る。	「北海道地方建設汚泥利用マニュアル」をHPに掲載することにより、広くマニュアルを周知し、建設汚泥の利用を促進している。	継続	今後も本マニュアルによる利用促進を継続する。
				アスベストの使用・処理実態を把握し、発注者、処理業者等に対し飛散防止措置等の必要な指導を行います。	化学物質対策費	・大気汚染防止に基づく立入検査のほか、法改正によりアスベストの事前調査結果報告の義務づけや全ての石棉含有建材への規制拡大を踏まえ、特定粉じん排出作業等を行う事業者に対して、必要な指導を実施。	・事前調査結果の確認や関係機関と連携した立入検査等により、不適正な排出作業等の防止につながっている。	継続	継続して、関係機関と連携し、監視指導を実施
				建設業法、建設リサイクル法、都市計画法、廃棄物処理法等に基づく監視・指導を行い、悪質な違法行為に対しては厳正に対処します。	・建設リサイクル法施行費 ・産業廃棄物監視指導費	【建設リサイクル法関係】 適正な分別解体等及び再資源化等の促進のため、毎年度、パトロールを実施。（パトロール実施現場総数 R2:43件、R3:0件、R4:85件、R5:100件（R2,R3の件数が少ないのは感染症の影響による））	毎年度、6月及び10月をパトロール強化月間とし、各（限定）特定行政庁と連携し、実施している。	継続	現状維持

施策			事業名	主な取組（R2～R5実績のまとめ）	取組に対する評価	今後の進め方		
	(3)	電気・ガス・熱供給・水道業	廃棄物処理法に基づく再生利用の指定制度を適切に運用するとともに、有害物質等を考慮した適正な利用を指導します。	産業廃棄物監視指導費	令和6年6月現在で、48の個別指定を行い、再生利用の促進を図ってきた。 ※ばいじん・燃え殻：20件、汚泥：28件	長期間にわたり再生利用が図られている。 また、新たに個別指定を申請する事業者がみられた。	継続	現状維持
			多量排出事業者等に対し、更なる排出抑制や再生利用を指導助言するものとします。	循環資源利用促進事業費（うち循環資源利用促進税適正運用対策事業費）	多量排出事業者掘り起こし等調査を実施	多量排出者の把握に努め、排出抑制や再生利用の助言等を行っていく必要がある。	継続	現状維持
			市町村と連携し、公共機関に係る事業者別の再生利用の状況等を把握し、公表します。	産業廃棄物監視指導費	令和6年6月現在で、48の個別指定を行い、再生利用の促進を図ってきた。 ※ばいじん・燃え殻：20件、汚泥：28件	長期間にわたり再生利用が図られている。 また、新たに個別指定を申請する事業者がみられた。	継続	現状維持
			循環的利用に係るネットワークの構築や循環的利用施設の整備促進など廃棄物の利用先の確保に係る支援を行います。	北海道循環資源利用促進協議会の運営 【非予算事業】	道民の生活や事業活動に伴い排出される未利用循環資源の有効な利用促進を図るため、産官学の関係者で構成される「北海道循環資源利用促進協議会」を運営し、個別課題の解決策を検討するWGを設置。それぞれの課題等について協議・検討したほか、資源リサイクルセミナーを開催し先進事例等に関する普及啓発を行った。 （総会・部会合同会議：年1回、セミナー：年1回）	WG活動やセミナー開催等を通じ、関係者間の連携が進んだほか、循環資源の有効活用に向けた検討が進められたが、WGの今後の検討テーマに係る新規提案が少なく、地域で取り組むべきリサイクル産業のシーズの情報が不足している。	継続	ブラや建設混合廃棄物などの個別課題に加え、人材育成・確保など業界全体の課題も含め、喫緊の課題に対し、関係者との連携を深めながら、解決策を検討していく。
				循環資源利用促進事業費（循環資源利用促進設備整備費補助事業）	実施無し（※該当事業者の申請無し）		継続	
			再生利用技術の研究開発や実用化への支援を行います。	循環資源利用促進事業費（リサイクル技術研究開発補助事業）	木タールを利用した動物忌避製品の研究、開発に対してR2からR5まで2件、計13,876千円の補助を行った。	R5年度の申請件数は0件であり、申請件数は減少傾向にある。	継続	これまで通り、他の産業廃棄物と同様に電力・水道業由来廃棄物のリサイクル、減量化及び排出抑制の研究開発に対して補助を行う
	(4)	食料品関連産業	廃棄物処理法に基づく再生利用の指定制度を適切に運用するとともに、適正な利用を指導します。	産業廃棄物監視指導費	令和6年6月現在で、48の個別指定を行い、再生利用の促進を図ってきた。 ※ばいじん・燃え殻：20件、汚泥：28件	長期間にわたり再生利用が図られている。 また、新たに個別指定を申請する事業者がみられた。	継続	現状維持
			循環的利用に係るネットワークの構築や循環的利用施設の整備の促進など廃棄物の利用先の確保に関わる情報提供等の支援を行います。	北海道循環資源利用促進協議会の運営	道民の生活や事業活動に伴い排出される未利用循環資源の有効な利用促進を図るため、産官学の関係者で構成される「北海道循環資源利用促進協議会」を運営し、個別課題の解決策を検討するWGを設置。それぞれの課題等について協議・検討したほか、資源リサイクルセミナーを開催し先進事例等に関する普及啓発を行った。 （総会・部会合同会議：年1回、セミナー：年1回）	WG活動やセミナー開催等を通じ、関係者間の連携が進んだほか、循環資源の有効活用に向けた検討が進められたが、WGの今後の検討テーマに係る新規提案が少なく、地域で取り組むべきリサイクル産業のシーズの情報が不足している。	継続	ブラや建設混合廃棄物などの個別課題に加え、人材育成・確保など業界全体の課題も含め、喫緊の課題に対し、関係者との連携を深めながら、解決策を検討していく。
			バイオマスの再生利用技術の研究開発や実用化への支援を行います。	循環資源利用促進事業費（リサイクル技術研究開発補助事業）	リサイクル技術研究開発補助事業により、バイオマスのリサイクルに関する研究に対する支援を実施した。	当補助の実施によりバイオマスの再生利用に関する技術開発の促進が図られた。	継続	今後も当補助事業を継続的に実施することにより、バイオマスの再生利用に関する技術開発に関して支援を行っていく。
			多量排出事業者等に対し、更なる排出抑制や再生利用を指導助言するものとします。	循環資源利用促進事業費（うち循環資源利用促進税適正運用対策事業費）	多量排出事業者掘り起こし等調査を実施	多量排出者の把握に努め、排出抑制や再生利用の助言等を行っていく必要がある。	継続	現状維持
	(5)	パルプ・紙製造業	廃棄物処理法に基づく再生利用の指定制度を適切に運用するとともに、有害物質等を考慮した適正な利用を指導します。	産業廃棄物監視指導費	令和6年6月現在で、48の個別指定を行い、再生利用の促進を図ってきた。 ※ばいじん・燃え殻：20件、汚泥：28件	長期間にわたり再生利用が図られている。 また、新たに個別指定を申請する事業者がみられた。	継続	現状維持
			循環的利用に係るネットワークの構築など廃棄物の利用先の確保に係る情報提供等の支援を行います。	北海道循環資源利用促進協議会の運営 【非予算事業】	道民の生活や事業活動に伴い排出される未利用循環資源の有効な利用促進を図るため、産官学の関係者で構成される「北海道循環資源利用促進協議会」を運営し、個別課題の解決策を検討するWGを設置。それぞれの課題等について協議・検討したほか、資源リサイクルセミナーを開催し先進事例等に関する普及啓発を行った。 （総会・部会合同会議：年1回、セミナー：年1回）	WG活動やセミナー開催等を通じ、関係者間の連携が進んだほか、循環資源の有効活用に向けた検討が進められたが、WGの今後の検討テーマに係る新規提案が少なく、地域で取り組むべきリサイクル産業のシーズの情報が不足している。	継続	ブラや建設混合廃棄物などの個別課題に加え、人材育成・確保など業界全体の課題も含め、喫緊の課題に対し、関係者との連携を深めながら、解決策を検討していく。
			再生利用技術の研究開発や実用化への支援を行います。	循環資源利用促進事業費（リサイクル技術研究開発補助事業）	R2からR5の間にパルプ・紙製造業のリサイクルに対する支援は行っていない	R2からR5の間にパルプ・紙製造業のリサイクルに対する支援は行っていない。	継続	今後は当補助事業を継続的に実施することにより、パルプ・紙製造業の再生利用に関する技術開発に関して支援を行っていく。
			多量排出事業者等に対し、更なる排出抑制や再生利用を指導助言するものとします。	循環資源利用促進事業費（うち循環資源利用促進税適正運用対策事業費）	多量排出事業者掘り起こし等調査を実施	多量排出者の把握に努め、排出抑制や再生利用の助言等を行っていく必要がある。	継続	現状維持
	(6)	水産業	廃棄物処理法に基づく再生利用の指定制度を適切に運用するとともに、有害物質等を考慮した適正な利用を指導します。	産業廃棄物監視指導費	令和6年6月現在で、48の個別指定を行い、再生利用の促進を図ってきた。 ※ばいじん・燃え殻：20件、汚泥：28件	長期間にわたり再生利用が図られている。 また、新たに個別指定を申請する事業者がみられた。	継続	現状維持
			漁業関係団体や市町村とも連携し、廃漁網、廃FRP船の再生利用促進を含む適正処理について、普及啓発を行います。	水産系廃棄物適正処理促進事業費	・廃漁具を含む水産系廃棄物の適正処理についてHPIに掲載し、広く周知。	・概ね周知されていると考えている。	継続	現状維持
			漁業系廃棄物に係る排出状況や再生利用を含む処分状況等、現況把握に努めるとともに、それらの情報を公表します。	水産系廃棄物適正処理促進事業費	・HPIに水産系廃棄物の発生状況等について掲載。	・平成19年度以降、水産系廃棄物全体としては、94%を超える循環利用率を維持している。	継続	現状維持
			漁業系廃棄物の再生利用技術の研究開発や実用化への支援を行います。	水産系廃棄物適正処理促進事業費	・水産系残さの有効利用試験等に対して技術的指導等の支援を行った。（3地域で試験実施）	・水産加工残さやカキ殻などの有効利用に向けた取り組みが促進された。	継続	現状維持

施策				事業名	主な取組（R2～R5実績のまとめ）	取組に対する評価	今後の進め方		
4	特別管理産業廃棄物等			特別管理産業廃棄物排出事業者や処理業者に対して立入検査を実施し、適正処理の推進を図ります。	産業廃棄物監視指導費	計画的に立入検査を実施した。 ※R5実績：特別管理産業廃棄物排出事業者158件（うち指導44件）、処理業者850件（うち指導117件）	適正な処理が図られている。	継続	現状維持
				再生利用先の確保に関わる情報提供等の支援をします。	北海道循環資源利用促進協議会の運営 【非予算事業】	道民の生活や事業活動に伴い排出される未利用循環資源の有効な利用促進を図るため、産官学の関係者で構成される「北海道循環資源利用促進協議会」を運営し、個別課題の解決策を検討するWGを設置。それぞれの課題等について協議・検討したほか、資源リサイクルセミナーを開催し先進事例等に関する普及啓発を行った。 （総会・部会合同会議：年1回、セミナー：年1回）	WG活動やセミナー開催等を通じ、関係者間の連携が進んだほか、循環資源の有効活用に向けた検討が進められたが、WGの今後の検討テーマに係る新規提案が少なく、地域で取り組むべきリサイクル産業のシーズの情報が不足している。	継続	ブラや建設混合廃棄物などの個別課題に加え、人材育成・確保など業界全体の課題も含め、喫緊の課題に対し、関係者との連携を深めながら、解決策を検討していく。
				管理型処分場での処分を前提とした中間処理等、遮断型処分場での埋立量の低減方策等について検討します。	産業廃棄物監視指導費	特になし			
				国に対して、遮断型処分場埋立終了後のあり方や、遮断型処分によらない処分方法の促進を要望します。	産業廃棄物監視指導費	特になし			
5	施設整備のあり方			廃棄物の循環的利用を進めるため、品目別や地域別の産業廃棄物の最終処分量等を踏まえ、排出事業者、処理業者、関係業界等と連携し、既存の補助制度を活用した支援等により、循環的利用のための施設設備の整備を促進します。	循環資源利用促進事業費（循環資源利用促進設備整備費補助事業）	産業廃棄物の排出抑制、減量化又はリサイクルに係る設備の整備に対して補助する循環資源利用促進設備整備費補助事業について、R2は12件355,796千円、R3は21件814,217千円、R4は11件549,448千円、R5は18件595,334千円の補助を実施した。	補助事業の実施により、道内の産業廃棄物の排出抑制、減量化又はリサイクルの推進に効果을上げている。	継続	最終処分量が多く、リサイクルが進んでいない産業廃棄物を対象とした設備整備やIoT、AIなど先端技術を取り入れた設備整備の重点的な支援について検討する。
				地域の理解と協力を得ながら、最終処分場や焼却施設、特別管理廃棄物処理施設（以下「最終処分場等」という。）が円滑に設置されるよう事業者等に対して循環条例に基づく設置手続き等の確実な実施を求めます。	産業廃棄物監視指導費	すべての事案について、条例に基づく事業計画書の提出がなされている。 ※R4実績：7件	事業者に対しては、条例に基づく設置手続きは浸透している。	継続	現状維持
				焼却施設の設置に当たっては、熱回収が可能となるよう働きかけを行い、循環条例の対象とならない焼却施設の設置に当たっても、法の構造基準や維持管理基準に準じるよう指導します。	産業廃棄物監視指導費	特になし	事業者に対して、今後も働きかけ・指導を行う。	継続	現状維持
				最終処分場等の設置者と市町村や地域住民等との間で生活環境保全のために協定を締結しようとする場合、十分な話し合いのもと実効性のある協定となるよう助言します。	産業廃棄物監視指導費	条例に基づく事業計画書の審査の際には、協定の締結など、地域の理解を十分に得るよう助言を行っている。	ほぼすべての施設で、条例に基づき、事業者側か地域の理解を得るよう努めている。	継続	現状維持
				処理施設（許可が不要である施設や法規制前の処分場を含む。）の維持管理の適正化を図るため、計画的な監視指導を行い、悪質な排出事業者や処理業者に対しては、改善命令や許可取消など厳正に対処します。	産業廃棄物監視指導費	施設設置者、処理業者、排出事業者に対して法に基づく立入検査により、監視指導を実施した。 ※R4実績：立入検査=延べ689回、許可取消=3件	計画的な立入検査により、悪質な排出事業者等の排除に寄与している。	継続	現状維持
				廃棄物の排出抑制等を推進し適正な循環的利用及び適正処理を行うために必要となる廃棄物処理施設の整備に係る指導・助言を行うとともに、今後の法改正や社会情勢の動向等を踏まえ、必要に応じて道が関与する施設の整備について検討します。 また、一般廃棄物の分別・再資源化が高まることにより、市町村が設置している焼却施設の処理能力に余力が生じた場合は、地域における産業廃棄物の処理実態を踏まえながら、当該焼却施設の産業廃棄物処理への活用を促します。	産業廃棄物監視指導費	条例に基づく事業計画書の提出の審査において、必要な助言。指導を行った。 ※R4実績：7件	現時点で、道が関与する施設の整備、市町村が設置する焼却施設での産業廃棄物処理への活用の必要性は認められない。	終了	
7章 重点的な取組が必要な廃棄物の処理に関する方針									
1	バイオマス			ワンストップ窓口を活用して、道庁内の効率的な施策の推進に係る調整を行うとともに、市町村や事業者等に対する情報提供、相談対応、市町村間の連携調整等を進め、バイオマスの利活用の取組の拡大・ネットワーク化を促進します。	省エネルギー・新エネルギー導入加速化事業費（うち バイオマス利活用推進事業）	・バイオマス利活用促進及び情報共有のため、毎年産学官連携の「北海道バイオマスネットワークフォーラム」を開催した。	・バイオマス利活用に関する会員間の情報共有が図られた。 ・バイオマス利活用のきっかけづくり・気運醸成へ寄与した。	継続	・バイオマス利活用に関する幅広い情報提供に努める。
				1人1日当たりのごみ排出量やリサイクル率が目標値に達成していない市町村の生ごみの分別や減量化を加速するよう重点的に対応します。	清掃施設等指導監督費	一般廃棄物処理事業実態調査結果の概要を毎年度とりまとめ、市町村へ周知するとともにホームページに掲載した。 ・循環型社会形成推進交付金による施設整備の活用事例において、地域計画の作成に際し、ごみの分別や排出抑制、リサイクルの取組を促進するよう、必要な助言を行った。	道内の1人1日当たりのごみ排出量は、減少傾向にあるが、全国値に比べ、高い値となっており、継続した取組が必要である。	継続	現状維持
				生ごみやし尿、下水汚泥、動物のふん尿等、複数のバイオマスによるエネルギー利用等、複合的な利活用に向けた技術的支援を行います。	省エネルギー・新エネルギー導入加速化事業費（うち バイオマス利活用推進事業）	・バイオマス利活用促進及び情報共有のため、毎年産学官連携の「北海道バイオマスネットワークフォーラム」を開催した。	・バイオマス利活用に関する会員間の情報共有が図られた。	継続	・バイオマス利活用に関する幅広い情報提供に努める。
				動物のふん尿は、地域の実情を踏まえ、集中・個別処理施設を有機的に組み合わせた動物のふん尿処理施設の整備を促進します。 また、メタン発酵を活用した消化液や戻し堆肥の敷料利用等の複合的利用及びエネルギー利用を促進します。	省エネルギー・新エネルギー導入加速化事業費（うち バイオマス利活用推進事業）	・バイオマス利活用促進及び情報共有のため、毎年産学官連携の「北海道バイオマスネットワークフォーラム」を開催した。	・バイオマス利活用に関する会員間の情報共有が図られた。 ・バイオマス利活用のきっかけづくり・気運醸成へ寄与した。	継続	・バイオマス利活用に関する幅広い情報提供に努める。

施策				事業名	主な取組（R2～R5実績のまとめ）	取組に対する評価	今後の進め方	
				下水汚泥は、堆肥や土木資材の原料等としての利用に加えて、バイオガス化によるエネルギーとしての利用を促進します。	省エネルギー・新エネルギー導入加速化事業費（うち バイオマス利活用推進事業）	・バイオマス利活用促進及び情報共有のため、毎年産学官連携の「北海道バイオマスネットワークフォーラム」を開催した。	・バイオマス利活用に関する会員間の情報共有が図られた。 ・バイオマス利活用のきっかけづくり・気運醸成へ寄与した。	継続 ・バイオマス利活用に関する幅広い情報提供に努める。
				動植物性残さ等の食品廃棄物は、「食品ロス削減推進法」や「食品リサイクル法」に基づく地域の食品関連事業者、再生利用事業者等における発生抑制や再生利用に係る取組が推進されるよう、国の関係機関や市町村と連携しながら情報提供や助言等に努め、利活用システムの構築を促進します。	食ロス削減推進法関係事務【非予算事業】 食品リサイクル法関係事務【非予算事業】	・関係部課で連携し、各種媒体を活用して、食品ロス削減に向けた情報発信に努めるとともに、食品ロス削減月間などで集中的な啓発普及等を実施した。 ・関係自治体や食品関係団体等に対して、法制度や再生利用事業者の登録・更新に係る情報提供を実施。	・食品ロス削減に対する情報共有が図られた。 ・所要の情報提供を行っており、関係自治体及び食品関係団体等への周知に、一定の効果がある。	継続 ・今後とも関係部課で連携して食品ロス削減の情報提供等を実施していく。 ・現状維持
				廃食用油を原料とするバイオディーゼル燃料（BDF）の利活用を促進するため、製造事業者等を対象とするセミナーの開催や「バイオディーゼル燃料導入マニュアル」の活用など普及啓発を進めます。	バイオディーゼル燃料に係る事務【非予算事業】	・BDFの利用促進、理解度・認知度向上のため、道HPでPR。	・BDF理解度・認知度の向上が図られた。	継続 引き続きHPでPRし、BDF利用促進、理解度・認知度向上に努める。
				廃棄物処理法に基づく再生利用の指定制度を適切に運用するとともに、適正な利用を指導します。	産業廃棄物監視指導費	バイオマス資源を活用する28利用者の個別指定を行った。	産業廃棄物の有効利用に寄与している。	継続 現状維持
				再生利用技術の研究開発や実用化の検討に係る指導・助言等を行います。	省エネルギー・新エネルギー導入加速化事業費（うち バイオマス利活用推進事業）	・バイオマス利活用促進及び情報共有のため、毎年産学官連携の「北海道バイオマスネットワークフォーラム」を開催した。	・バイオマス利活用に関する会員間の情報共有が図られた。	継続 ・バイオマス利活用に関する幅広い情報提供に努める。
2	その他の重点的な取組が必要な廃棄物	(1)	PCB廃棄物	道内の未届出のPCB廃棄物等を把握するための掘り起こし調査を実施するとともに、把握された保管事業者に対して適正保管や届出、早期処理を指導します。	循環型社会形成推進費（PCB適正処理推進費）	・掘り起こし調査を実施し、保管事業者に対して早期処理を促すとともに、処分までの適正保管を指導。	・PCB廃棄物の適正処理が進み、高濃度PCB廃棄物は99％以上の進捗率。	継続 高濃度PCB廃棄物は令和7年度末で、低濃度PCB廃棄物は令和8年度末で処分が終了。今後の対応は国が検討することとなり、国の動向を注視。
				保管事業者に対するPCB特別措置法及び廃棄物処理法に基づく立入検査により、届出や適正保管と早期処理を指導します。	循環型社会形成推進費（PCB適正処理推進費）	・立入調査の実施により、保管事業者に早期処理を促すとともに、処分までの適正保管を指導。	・PCB廃棄物の適正処理が進み、高濃度PCB廃棄物は99％以上の進捗率。	継続 高濃度PCB廃棄物は令和7年度末で、低濃度PCB廃棄物は令和8年度末で処分が終了。今後の対応は国が検討することとなり、国の動向を注視。
				安全かつ効率的な収集運搬の確保のため、収集運搬業者への指導、普及啓発を行います。	循環型社会形成推進費（PCB適正処理推進費）	・収集運搬事業者に対して適宜指導を実施	・収集運搬中の大きなトラブルはなく、適正な収集運搬が図られている。	継続 高濃度PCB廃棄物は令和7年度末で、低濃度PCB廃棄物は令和8年度末で処分が終了。今後の対応は国が検討することとなり、国の動向を注視。
				PCB処理計画に基づくPCB廃棄物の安全かつ確実な処理を推進します。	循環型社会形成推進費（PCB適正処理推進費）	・PCB処理計画に基づき、毎年度実施計画を策定	・毎年度策定する実施計画に基づき、事業を進めることにより、円滑な処理の推進が図られている。	継続 高濃度PCB廃棄物は令和7年度末で、低濃度PCB廃棄物は令和8年度末で処分が終了。今後の対応は国が検討することとなり、国の動向を注視。
				国やJESCOに対してPCB廃棄物の処理期限内での安全かつ確実な処理の推進を要請します。	循環型社会形成推進費（PCB適正処理推進費）	・関係機関による連絡会議等において、適宜必要な調整を実施。	・これまで大きなトラブルはなく、処理期限内での終了に向けて円滑に事業が進められている。	継続 継続して、必要な調整等を実施。
				「北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会」で、道及び東北・北陸・甲信越・北関東15県並びに南関東1都3県のPCB廃棄物の処理、収集運搬等に係る協議調整を行います。	循環型社会形成推進費（PCB適正処理推進費）	・構成自治対による連絡調整会議を開催し、安全な処理事業や早期処理促進に向けた調整、情報交換等を実施。	・令和7年度末の事業終了に向けて、計画的に廃棄物処理が進められている。	継続 道外PCB廃棄物の受入れは令和7年度末で終了。
				関係機関との連携、データベースの活用等により、PCB廃棄物保管事業者等への指導、普及啓発や保管事業者名の公表を行います。	循環型社会形成推進費（PCB適正処理推進費）	・毎年度、保管事業者に対する立入検査を実施 ・毎年度、保管状況を公表	・処理期限までの処理完了に向けて、円滑に処理が進められている。	継続 高濃度PCB廃棄物は令和7年度末で、低濃度PCB廃棄物は令和8年度末で処分が終了。今後の対応は国が検討することとなり、国の動向を注視。
				環境モニタリングの実施や北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議の活動、立入検査等を通じて、北海道事業の安全性に関する監視・指導を行います。	循環型社会形成推進費（PCB適正処理推進費）	・環境モニタリングや監視円卓会議の運営により事業の監視を実施。	・処理事業の適切な監視により、安全かつ確実な廃棄物処理の推進に寄与。	継続 PCB廃棄物処理事業の終了まで、環境モニタリングや監視円卓会議の運営を継続。
				事業報告会などを通じて、地域住民等に対し、PCB廃棄物処理事業の進捗状況などPCB処理に関する情報提供を行います。	循環型社会形成推進費（PCB適正処理推進費）	・関係機関と連携して報告会を開催するなどし、市民等へPCB処理事業の実施状況を発信。	・地域住民等の理解促進に寄与。	継続 PCB廃棄物処理事業の終了まで、事業の実施状況を発信。
		(2)	使用済自動車	自動車リサイクル法及び廃棄物処理法に基づく引取業者・フロン類回収業者の登録、解体業者・破砕業者への監視・指導を行います。	循環型社会形成推進費（自動車リサイクル推進費）	・自動車リサイクル法及び廃棄物処理法に基づき、引取業者等の登録や、解体業者等の許可及び立入検査を実施した。	・使用済自動車の適正処理が進められている。 ・使用済自動車の不適正保管の解消が課題。	継続 現状維持
				行政機関や関係団体と連携し、使用済自動車のリサイクルに関する普及啓発等を行います。	循環型社会形成推進費（自動車リサイクル推進費）	・関係団体と連携した現地調査等を実施した。	使用済自動車の適正処理が進められている。	継続 現状維持
		(3)	アスベスト	アスベスト問題対策連絡会議等の開催により、アスベストの使用、処理実態を把握し、関係部局と情報共有を図るとともに、処理施設の確保を図ります。	大気汚染対策費	・アスベスト問題対策連絡会議において、吹付けアスベスト建材の措置状況等を把握するとともに、関係部局と情報共有や取組の検討等を実施。	関係部局の連携により、庁内各部や関係団体等のアスベスト飛散防止対策を推進。	継続 継続して、アスベスト飛散防止対策の取組を実施
				大気汚染防止法、廃棄物処理法等に基づき、アスベスト廃棄物排出事業場の監視指導を行います。	大気汚染対策費	毎年度、大気汚染防止に基づく立入検査等により、特定粉じん排出作業等を行う事業者等に対して、必要な指導を実施。	・不適正な排出作業等を防止。	継続 継続して、監視指導を実施
				アスベスト廃棄物処理業者の監視指導を行い、アスベスト廃棄物の処理基準に沿った安全・確実な処理の確保を図ります。	産業廃棄物監視指導費	計画的に立入検査を実施した。	適正な処理が図られている。	継続 現状維持

施策				事業名	主な取組（R2～R5実績のまとめ）	取組に対する評価	今後の進め方			
		(4)	感染性廃棄物	排出事業者、処理業者に対する監視指導及び感染性廃棄物処理マニュアルの普及啓発により、感染性廃棄物の適正処理を進めます。	産業廃棄物監視指導費	計画的に立入検査を実施した。 ※R5実績：感染性86件、指導37件	概ね適正な処理が図られている。 X6bur	継続	現状維持	
				必要に応じて、関係機関で構成する会議の開催や研修会への講師派遣、啓発資料の配布等を行うこととし、適正な処理を促進します。	産業廃棄物監視指導費	マニュアルの改定や関係通知について、関係機関へ周知をおこなった。	理が図られている。	継続	重点から除外	
				国の在宅医療廃棄物に関する手引等を踏まえ、在宅医療廃棄物を含めた感染性一般廃棄物の処理に関し、市町村の一般廃棄物処理計画等への位置づけと処理体制の確立を促進します。	清掃施設等指導監督費	・環境省において令和4年6月に改定の行われた「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき感染性廃棄物の処分が適正に行われるように、市町村に周知する事で、適正な処理の推進を行った。	在宅医療廃棄物の適正処理を推進していくとともに、在宅医療廃棄物を市町村の一般廃棄物処理計画等への位置づけと処理体制の確立を引き続き促進する必要がある。	継続	現状維持	
			(5)	プラスチックごみ	関係団体と連携して、容器包装の簡素化等の取組を促進します。	容器包装簡素化推進の取組【非予算事業】	北海道容器包装の簡素化を進める連絡会と連携し、容器包装の簡素化等の取組を呼びかけるパネル展示等を実施した。	来場者に取組を呼びかけることが出来た。	継続	現状維持
				国の「プラスチック・スマート」キャンペーンと連動して、「使いきり」（いわゆるワンウェイ）のプラスチック製品はできるだけ使用しない、使用した際も正しく処理するなどの「プラスチックとの賢い付き合い方」を道民、事業者へ呼びかけます。	プラスチックに係る資源循環促進の取組【非予算事業】	「使いきり」（いわゆるワンウェイ）のプラスチック製品はできるだけ使用しない、使用した際も正しく処分するなどの取組を推奨する「プラスチックとの賢い付き合い方」に関する知事メッセージをホームページに掲載するなどして、道民、事業者に対し取組を呼びかけた。	道民、事業者へ呼びかけることが出来た。	継続	現状維持	
				北海道警察、海上保安庁等により構成される「廃棄物不法処理対策戦略会議」等により、関係機関が連携して、不法投棄等の未然防止や早期発見・早期対応のための体制の充実に努めます。	廃棄物不法処理対策戦略会議の開催【非予算事業】	R2～R4は書面により、R5は対面により開催し、関係機関の連携強化及び協働して取り組む不法投棄等対策を協議した。	監視指導、道民・事業者への普及啓発などの取組について連携を図れるよう情報共有できている。	継続	現状維持	
				国の事業を活用した海岸における漂着物の回収処理を推進します。	海岸漂着物地域対策推進事業費	・国の海岸漂着物等地域対策推進事業を活用し、市町村や道等における海岸漂着物の処理を推進した。	継続的に海岸漂着物が発生することから、引き続き処理を推進する必要がある。	継続	現状維持	
		8章 廃棄物に関するその他の方針								
		1	優良な産業廃棄物処理業者の育成	優良な処理業者の育成	処理業者が実施する廃棄物処理に係る勉強会等に率先して講師を派遣します。	産業廃棄物監視指導費	北海道産業廃棄物協会が行う、各支部の研修会に講師を派遣した。	法改正の周知や旬な話題を提供できている。	継続	現状維持
					各種研修会、産業廃棄物処理業に係る講習会等を通じて優良認定制度の普及を図ります。	産業廃棄物監視指導費	リーガルアドバイザー制度を活用し、業界団体、排出事業者等に講師を派遣。 ※R4実績2件	平成30年度末で54業者から、R4末で71業者と着実に増加している。	継続	現状維持
					業界団体の実施している研修会やセミナー、排出事業者・処理業者に対する法律解釈等の情報提供等の多様な活動を支援することにより、優良認定業者の増加を図ります。	産業廃棄物監視指導費	リーガルアドバイザー制度を活用し、業界団体、排出事業者等に講師を派遣。 ※R4実績2件	平成30年度末で54業者から、R4末で71業者と着実に増加している。	継続	現状維持
				違反行為への厳正な対処	廃棄物処理法に基づく改善命令や許可取消など厳格な行政処分を実施するとともに、それらの情報をホームページ等で積極的に開示します。	産業廃棄物監視指導費	リーガルアドバイザー制度を活用し、業界団体、排出事業者等に講師を派遣。 ※R4実績2件	ほとんどの業者は適正処理を行っているが、年度間でばらつきはあるものの、罰金等の違反による取り消し事案が発生する。	継続	現状維持
					処理業者が不法投棄等の違反行為をしたときは、警察と連携を密にし厳正に対処します。	循環資源利用促進事業費（うち 適正運用対策事業）	・事案対応の際、警察との連携を密に図った。	警察と連携しながら対応にあたっているが、より一層情報を共有しながら取り組んでまいる。	継続	現状維持
					排出事業者への情報提供等	排出事業者に対して優良認定業者に係る情報提供を行うとともに、優先的な選択を促します。	産業廃棄物監視指導費	優良業者のホームページへ掲載、優良業者名簿を講習会等で配布するなど制度の普及に取り組んだ。	排出事業者からの問い合わせがあり引き続き継続して取り組む。	継続
2	不法投棄等防止対策等の不適正処理対策	監視活動	残存する不法投棄等の不適正処理の状況を的確に把握し、状況に応じた対策を検討の上、原状回復に向けて計画的に対応します。	循環資源利用促進事業費（うち 適正運用対策事業）	・不法投棄等実態調査や振興局へのヒアリングにより、不法投棄等の新規判明状況や残存状況の把握を行った。	残存量は横ばいの状況だが、残存件数は増加傾向。長期事案については、関係者が所在不明の例も多く、撤去には至らない。	継続	現状維持		
			循環条例に基づき産業廃棄物の保管状況を把握し、産業廃棄物の放置等の未然防止を図ります。	循環資源利用促進事業費（うち 適正運用対策事業）	講習会等への講師派遣の際に、条例の趣旨について説明。	排出事業者からの問い合わせがある。	継続	現状維持		
			廃棄物処理業者、収集運搬業者、不適正処理現場等への立入検査を実施するほか、環境月間（6月）と廃棄物適正処理推進月間（10月）には、北海道警察、海上保安庁、関係団体等と連携し、休日・夜間監視、路上検問やヘリコプター監視など、監視活動を重点的に実施します。	循環資源利用促進事業費（うち 適正運用対策事業）	・休日・夜間パトロール、スカイパロールなどを実施した。	監視体制及び初動体制が確保されている。	継続	現状維持		
			可搬型監視カメラや無人航空機（ドローン）など、新たな技術も活用しつつ、監視活動の拡充に努めます。	循環資源利用促進事業費（うち 適正運用対策事業）	・各（総合）振興局へ資材貸し出しを行うなどにより、連携して効果的な監視活動を実施した。	監視体制が確保されている。	継続	現状維持		
			悪質・巧妙化する不法投棄等に的確に対応するため、警察OB等の不法投棄等の対応について必要な知識と経験を有し積極的な職務を遂行できる者を主な振興局に配置します。	廃棄物不法投棄等対策指導員設置費	・平成17年から、北海道警察OBを5振興局に配置した。	警察OBの配置により、元警察職員のノウハウを活かした対応が図られている。	継続	現状維持		

施策				事業名	主な取組(R2～R5実績のまとめ)	取組に対する評価	今後の進め方	
			情報収集	フリーダイヤル「産廃110番」を設置するとともに、民間団体等との不法投棄等撲滅協定により、違法な行為の未然防止・早期対応を図ります。	循環資源利用促進事業費(うち 適正運用対策事業)	・適正処理の普及啓発や産廃110番の設置により、産業廃棄物不適正処理の未然防止、早期発見に努めた。	監視体制及び初動体制が確保されている。	継続 現状維持
			個別事業対応	排出事業者責任の周知を図るとともに、関係者との連携により、排出事業者、処理業者等に対し、的確に指導・助言を実施します。	循環資源利用促進事業費(うちリサイクル(リーガル)アドバイザー派遣事業費)	リーガルアドバイザー制度を活用し、業界団体、排出事業者等に講師を派遣。 ※R4実績:2件	引き続き、関係団体、排出事業者などに対し、講師の派遣などで、助言等に努めていく必要がある。	継続 現状維持
				処理基準に適合しない処理については、行政命令を迅速に行います。また、行政命令違反、不法投棄、焼却禁止違反等の行為については、警察との連携により、厳正に対処します。	循環資源利用促進事業費(うち 適正運用対策事業)	・立入検査などで処理基準に適合しない不適正な処理が確認された場合は、必要な行政指導を行っており、指導に従わない場合などについては、行政命令を行うこととしている。(R2～R5命令件数0) ・事業対応の際、警察との連携を密に図った。	・今後とも不適正な処理が確認された場合は、指導を行うとともに、必要に応じて命令等を行う。 ・警察と連携しながら対応にあたっているが、より一層情報を共有しながら取り組んでまいる。	継続 現状維持
			関係機関との連携	北海道警察、海上保安庁等により構成される「北海道廃棄物不法処理対策戦略会議」等により、関係機関が連携して、不法投棄等の未然防止や早期発見・早期対応のための体制の充実に努めます。	循環資源利用促進事業費(うち 適正運用対策事業)	・廃棄物不法処理対策戦略会議等を開催し、関係機関と連携しながらスカイパトロール、路上検問などを実施した。	関係機関との相互連携が図られている。	継続 現状維持
				市町村とともに一般廃棄物に係る効果的な不法投棄等の対策を推進するため「地域別廃棄物不法処理対策戦略会議」で適切な対策を検討します。	循環資源利用促進事業費(うち 適正運用対策事業)	・各地域において、廃棄物不法処理対策戦略会議を開催し、地域における連携強化に努めた。	地域において、市町村等との連携が図られている。	継続 現状維持
				地域の特性や課題を踏まえ、道民・企業・団体・行政が連携し、不法投棄等の未然防止など環境保全に向けた行動への取組を支援します。	循環資源利用促進事業費(うち 適正運用対策事業)	・釧路の自然の万人宣言など、地域における環境保全に向けた行動への取組に係る啓発物品の製作費などを、各振興局に配当した。	各地域において、地域事情に合わせた取組が進んでいる。	継続 現状維持
				普及啓発	新聞広告やJR、バスを利用した交通広告の実施、ポスター・チラシを作成し、関係団体等へ配布することにより、普及啓発を行います。特に、環境月間(6月)と廃棄物適正処理推進月間(10月)には、広報活動などを通じて、住民の理解の促進を図ります。	新聞広告やSNS、バス広告などによる啓発や、街頭でのチラシ・ポケットティッシュの配布などにより、3Rの推進や適正処理の確保を啓発している。	引き続き啓発等を続けていく必要がある。	継続 現状維持
			3 道外産業廃棄物の取扱	循環条例に基づく道外産業廃棄物の事前協議の周知の徹底を図るとともに、協議をしないで搬入した者に対しては条例に基づき厳正に対処します。	産業廃棄物監視指導費	R2～R5に協議ない搬入はなし。協議がなく搬入のあった事案について文書指導を行う。(直近H30:2件)	未協議の案件が合った場合は、引き続き条例に基づき対処していく必要がある。	継続 現状維持
				事前協議の内容の確認に当たっては、循環条例で規定されている確認事項のほか、道内で排出された産業廃棄物の処理状況に留意します。	産業廃棄物監視指導費	道外産廃を受け入れる処分業者に対して、適宜、処理状況を確認している。	道内の排出の産業廃棄物の処理に影響は認められない。	継続 現状維持
				必要に応じて、関係機関と連携し、道外産業廃棄物に係る監視を行います。	産業廃棄物監視指導費	必要に応じて、道外事業場の産業廃棄物の状況を確認するなど、監視指導を行っている。	必要に応じて、道外事業場の産業廃棄物の状況を確認するなど、監視指導を続けていく。	継続 現状維持
4	普及啓発等			「地球温暖化対策に係る『第4期 道の事務・事業に関する実行計画』」に基づき、率先して環境への負荷の少ない行動を実践するとともに、道民・事業者の取組を促します。	道の事務・事業に関する実行計画の運用【非予算事業】	第5期道の事務・事業に関する実行計画を策定(R3.3)。 ・職場職員の率先行動:昼休みの消灯など照明時間の短縮や退庁時におけるパソコンのコンセントオフ、階段移動の励行、エレベーターの使用自粛、「ナチュラル・ビズ・スタイル」の実践、ノーカーデー及び「ゼロカーボン・北海道アクション」の実施 ・省資源化:ペーパーレス会議の推進、資料の共有、電子決裁の推進 ・マイバック、マイボトルの利用推進、古紙回収ごみの減量化・分別排出の徹底	R4(2022)年度時点での道が自ら排出する温室効果ガスの排出量は、基準年度(H25(2013)年度)から22.1%減少しており、環境への負荷低減が図られているものと考えられる。	継続 道の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の削減目標達成に向け、引き続き省エネ・省資源の取組など率先した環境負荷低減に向けた取組を実施。
				廃棄物の発生・排出を抑制する模範的な取組を行っている事業者を表彰する「北海道ゼロ・エミ大賞」を実施し、排出抑制に関する意識の醸成を図ります。	3R推進費(調査研究・普及啓発事業)	・廃棄物等の発生・排出抑制、二酸化炭素の排出抑制又はその両方に関する優良な取組を行っている事業者を表彰する「北海道ゼロ・エミ大賞」を実施し、その取組を周知することにより、事業者による発生・排出抑制の取組を促進した。 (R2～R5:6事業所を表彰)	・優良事例の表彰及び周知により、事業者の発生・排出抑制の取組を促進できているが、応募件数は減少傾向にある。	継続 制度の周知・知名度向上を図る。
				「3R推進月間」等で、広報媒体や各種イベントを利用し、3Rや適正処理の取組に関する普及啓発等を国、市町村、関係団体と連携しながら行います。また、道のホームページで、3Rの各種法制度による取組を紹介します。	3R推進費	・3R推進フェア・キャンペーン等により、適宜、関連情報等をPR。個別リサイクル法による道内の取組状況を紹介する「3Rハンドブック」に関連情報を掲載し、道のHP等により情報提供。	・家電リサイクル法の4品目(テレビ等)について、道内の指定場所で引き取られる台数は、平成30年度～R4年度において、約46万台～約58万台で推移しており、リサイクル制度の一定の普及が見受けられる。 ・道内の市町村による不法投棄家電(4品目)の回収台数は、減少傾向にあることから制度の普及が見受けられる。(R30 2,726台、R4 1,606台)	継続 現状維持
				道内における一般廃棄物のリサイクルの状況や「北海道ゼロ・エミ大賞」の表彰を受けた事業者の先進的な取組を紹介する「3Rハンドブック」を作成し、広く配布します。	3R推進費	個別リサイクル法による道内の取組状況を紹介する「3Rハンドブック」に関連情報を掲載し、道のHP等により情報提供。	・市町村における容器包装廃棄物(11品目)の分別収集を促進。また、スチール缶、アルミ缶、段ボール、ペットボトル、ガラスびん等の、ほぼ全市町村で分別収集を実施している品目がある一方で、白色トレイ等の実施率の向上が必要な品目がある。	継続 現状維持
				ポスターや標語の公募・作品に対する表彰・展示等により、3Rや適正処理に係る小中学生の意識の向上を図ります。	生活環境衛生費(空き缶等散乱防止対策推進費)	毎年、「北海道空き缶等散乱の防止に関する条例」に基づき、空き缶等の投げ捨ての禁止や公共の場所での喫煙の自粛を求めするため、各(総合)振興局における啓発活動、ポスター・標語の募集、入賞作品の展示会や最優秀作品を使用したポケットティッシュを配付する街頭啓発を実施。	・普及啓発の結果、ごみのリサイクル率の高い水準の維持に貢献できた。	継続 現状維持

施策					事業名	主な取組（R2～R5実績のまとめ）	取組に対する評価	今後の進め方	
					住民団体や学校等が開催する環境問題に関する学習会等に講師を派遣し、地域の3R推進の取組を支援します。	キッズISO14000プログラム事業 【赤レンガチャレンジ事業】	・企業の支援のもと、国際芸術技術協力機構（ArTeoh）と協働で、道内の小・中学校において、家庭における省エネルギーの取組を通じ環境マネジメント手法を学ぶ環境教育プログラム「Kid's ISO 14000プログラム」を実施した。 （実施状況＝H27：14校327人、H28：19校889人、H29：15校492人、H30：12校204人）→ R2事業終了。		
					道民、事業者に対するグリーン購入の普及啓発等により、再生品の利用拡大を進めます。	市町村におけるグリーン購入の促進 【赤レンガチャレンジ事業】	道内市町村におけるグリーン購入の全庁的な取組状況について把握するため調査を実施。H30は道内179市町村のうち176市町村（98.3％）で全庁的にグリーン購入に取り組んでいた。 → R1終了。道から市町村に対して調査を行うのはR1までとし、R2からは国が取りまとめた結果の報告を受けるのみとしている		
5	支援体制				地方独立行政法人北海道立総合研究機構等と連携し、廃棄物の適正処理等に関する研究や民間企業への支援等を進めます。	循環資源利用促進事業費 （循環資源利用促進重点課題研究開発事業）	本道の主要な産業から多量に排出される一方、リサイクルが進まない産業廃棄物について、事業者等が利用可能なリサイクル技術を開発するため、地方独立行政法人北海道立総合研究機構に対し、リサイクル技術の研究開発に対して補助を行った。	りんご搾汁残渣を利用した食品素材が製品されるなど、リサイクル技術の開発について一定の成果を上げている。	継続 引き続き未利用資源のリサイクルに係る研究開発に取り組むと共に、社会情勢の変化などにより新たに想定される課題に対応した研究開発への取組について検討する。
					産業廃棄物の排出抑制やリサイクルに係る設備整備・研究開発への支援を行います。	循環資源利用促進事業費 （循環資源利用促進設備整備費補助事業・リサイクル技術研究開発補助事業）	設備整備については循環資源利用促進設備整備費補助事業によって、研究開発についてはリサイクル技術研究開発補助事業によって産業廃棄物の排出抑制やリサイクルに係る支援を行った。	両補助事業の実施により、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの促進が図られた。	継続 今後も各補助事業を継続的に実施していくことにより、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルに貢献していく。
					リサイクル製品の物流ルート検証、コスト算定等を目的として行う実証実験や市場調査に係る経費への支援を行います。	リサイクル産業創出事業・振興事業	・産業廃棄物の排出抑制やリサイクルに係る技術研究開発、事業化に向けた実証実験・市場調査に要する経費を対象に補助金を交付。補助率3/4。上限額500万円。	・毎年一定の相談、問い合わせはあり、事業者のニーズは大きい。 ・研究開発を終了しても直ちに事業化に繋がらない案件が多い。	継続 より事業者のニーズに即し、活用しやすく、事業化の課題解決に効果的な補助金の内容について検討。
					中小企業における産業廃棄物のリサイクル等に関する課題解決のため、事業者等によりサイクルアドバイザーを派遣します。	循環型社会形成推進費 （循環型社会形成戦略的推進事業）	リサイクルアドバイザー派遣事業により中小企業等に対して産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルに関する技術的、専門的なアドバイスをを行った。	アドバイザー実施後に事業者が記載する派遣状況報告書には、直面していた課題が解決できたことや今後の見通しを立てられた等の成果が見られるため、一定の効果が得られたものと考えられる。	継続 今までと同様にリサイクルアドバイザー派遣事業を実施することで、産業廃棄物のリサイクルに貢献していく。
					「北海道再生品利用拡大方針」に基づき導入した「北海道リサイクル製品認定制度」及び「北海道リサイクルブランド認定制度」により、リサイクル製品の認定を行い、認定製品の率先使用、認定制度や製品に係る情報提供、普及啓発等により認定リサイクル製品の需要拡大を図ります。	循環型社会形成推進費 （循環型社会形成戦略的推進事業）	・一定の基準を満たすリサイクル製品（ブランド）を認定し、その認定製品のPRや庁内における優先調達等を行うことにより、リサイクル製品の利用を促進した。 （新規認定製品数：R2:11,R3:0,R4:1,R5:14）	・認定製品数及び認定事業者数は、それぞれR5年末で177製品、74事業者に達しており、再生品の利用拡大に寄与している。	継続 認定製品及びリサイクル製品の認定数増大に向け、認定制度の周知・知名度向上を図るとともに、リサイクル関係者に対する周知に務める。
6	制度の改善				法令や関係制度について、道の運用上の支障がある場合や市町村等からの要望状況等を踏まえ、国に随時、道単独若しくは都道府県からなる廃棄物関係の各会議と連携し、必要な改正を要望します。	国の施策・予算に関する提案・要望【非予算事業】	市町村が循環的利用を行う廃棄物処理施設設置時の交付金の確保や、小型家電リサイクル法・プラスチック資源循環促進法の市町村負担軽減などについて国に要望。	交付金の確保やプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化の費用について特別交付税措置が講じられるなど成果が得られた。	継続 引き続き、廃棄物の発生・排出抑制、循環的利用及び適正処理の推進に必要な施策や法・制度の改正について国に要望する。